

## 資料 4

# 地方独立行政法人北松中央病院 第5期中期目標策定にあたっての整理事項

---

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター及び地方独立行政法人北松中央病院

平成28年度 第2回評価委員会

## 中期目標の概要

中期目標とは、独立性を妨げない範囲で、病院が行うべきことを、市が病院に指示する行為です。

### 1 根拠法の条文

地方独立行政法人法

(中期目標)

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。)

二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の改善及び効率化に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、

評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

### 2 中期目標の意義(地方独立行政法人法逐条解説抜粋)

地方独立行政法人制度において、市長が「中期目標」を設定して地方独立行政法人に達成すべき業務運営の目標を指示し、法人はこの中期目標を達成するための「中期計画」を策定し、計画的に業務を遂行する仕組みとなっている。

更に、中期目標期間の終了時には、中期目標の達成状況について、評価委員会の評価を受けることとなっている。

### ＜中期目標の意義＞

- (1) 地方独立行政法人が中期計画を策定する際の指針
- (2) 地方独立行政法人の業務の実績を評価する際の基準

## 3 中期目標の期間・策定の手続 (地方独立行政法人法逐条解説抜粋)

### (1) 期間 3年以上5年以下の期間

一定の目標に従って業務運営を自立的かつ自発的に行うには短期では難しく、長期では社会等変動により目標を変更する必要があることから、ある程度社会その他の変動が予測できる中間的な期間として3年から5年が適切とされている。

### (2) 策定の手続

あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

また、法人の運営について透明性を高めるため、中期目標を策定又は変更したときはこれを公表することとされている。

## 4 北松中央病院の第5期中期目標策定にあたっての整理事項について

### 第4期中期目標の承継が基本となります。

I 大項目(第1～第5)の項目名は、法律(地方独立行政法人法)で決められていますので、変更ができません。

**第1 → 中期目標の期間** (法第25条第2項第1号)

**第2 → 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項**

(法第25条第2項第2号)

**第3 → 業務運営の改善及び効率化に関する事項** (法第25条第2項第2号)

**第4 → 財務内容の改善に関する事項** (法第25条第2項第4号)

**第5 → その他業務運営に関する重要事項** (法第25条第2項第5号)

II 中期目標中、特に重要な項目は、次の3項目です。

**第2 → 提供する医療の中身についての記載です。**

**第3 → 病院の業務運営についての記載です。**

**第4 → 財務に対する記載です。**

III 各大項目にぶら下がる中(小)項目は、各自治体が独自に設定します。

本市においては、全国の独立行政法人による病院の中期目標と比較・検討し、北松中央病院にふさわしい中(小)項目を選択した上で、必要に応じてアレンジを加える、という手法により設定しています。

IV **第2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項**の中項目は、次により構成しました。

1 地域で担うべき医療の提供

2 医療水準の向上

3 患者サービスの向上

4 地域医療機関等との連携

5 市の施策推進における役割

このうち、最も重要な「病院が何を行うのか」を記載した、「**1 地域で担うべき医療の提供**」については、さらに次のことを目標として小項目を設定しています。

- (1) 地域の実情に応じた医療の提供
- (2) 高度・専門医療
- (3) 救急医療
- (4) 生活習慣病(予防)への対応
- (5) 感染症医療・災害対策
- (6) 在宅への復帰支援
- (7) 介護保険サービス

佐世保市としては、北松中央病院に従来からの役割を担っていただくことを前提に、①地域医療、②救急医療、③5疾病5事業及び在宅医療の3つを柱として、提供医療の整理を行いました。このうち第5期中期目標期間中に実現させることとして、上記7項目を選んでいきます。

V **第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項**の中項目は、次により構成しました。

- 1 効率的な業務運営
- 2 事務部門の専門性の向上
- 3 職員満足度の向上

VI **第4 財務内容の改善に関する事項**の中項目は、次により構成しました。

- 1 経営基盤の確立
- 2 収益の確保と費用の節減

このうち、「2 収益の確保と費用の節減」については、さらに収益の確保と費用の節減を別々に目標として小項目を設定しています。

- (1) 収益の確保
- (2) 費用の節減

VII **第5 その他業務運営に関する重要事項**の中項目は、次により構成しました。

- 1 財務体質の強化に関する特記
- 2 法令・社会規範の遵守及び情報公開